

小平市高齢者住宅(シルバーピア) 生活協力員(ワーデン)募集案内

(令和8年1月現在)

高齢者住宅(シルバーピア)の中の専用住宅に住み、入居のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の日々の見守りをする、生活協力員(ワーデン)を募集しています。

該当住宅 花小金井四丁目(1名)

申込みできる方 2人以上の家族(単身は不可)

受付場所 小平市健康福祉部高齢者支援課(健康福祉事務センター内・1階入口右側)

受付時間 午前8時30分から午後5時まで(土曜・日曜日、祝日、年末年始を除く)

住宅種別 都民住宅(東京都特定公共賃貸住宅条例ならびに東京都地域特別賃貸住宅条例に基づく)

申込みをするとき

1 まずは、以下の内容をご連絡ください。

①氏名、住所、電話番号、家族構成

②世帯全員の所得金額の合計 ※おおよその金額で構いません。

2 ワーデンの申込資格(4ページ)を満たしている場合は、以下の書類を添付してお申し込みください。

(1)東京都特定公共賃貸住宅使用申込書(ワーデン用)

(2)住民票

※同居する家族が全て記載されており、本籍、続柄等が省略されていないこと

(3)所得を確認する書類

本人及び同居する家族のうち、所得のある方の最新の市民税・都民税課税(非課税)証明書
※別途源泉徴収票、所得税確定申告書の控え(税務署の受付印のあるもの)等、収入を証明する書類が必要となる場合があります。

3 書類審査後、お申込みいただいた方の面接を実施し、小平市から東京都住宅供給公社への推薦者を決定します。推薦者となった方には、後日、東京都住宅供給公社の資格審査に係る書類をご提出いただきます。

※申込みから入居までは、4か月以上かかります。

《もくじ》

募集しているシルバーピア・標準間取り図	2ページ
高齢者住宅(シルバーピア)とは	2ページ
生活協力員(ワーデン)とは	3ページ
申込みから業務開始まで	3ページ
申込資格	4ページ
所得金額の計算方法	5~7ページ

申込み・連絡先

〒187-8701 小平市小川町2-1333(小平市健康福祉事務センター内)

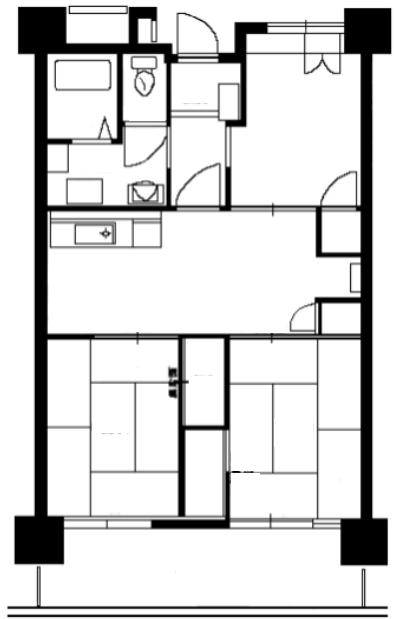
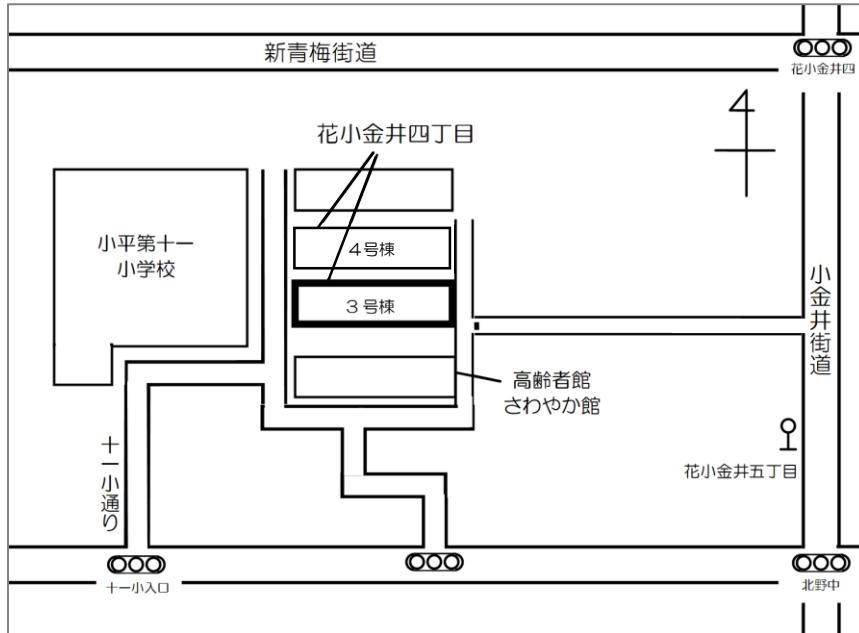
小平市 健康福祉部 高齢者支援課 事業推進担当 ☎042-346-9642(直通)

生活協力員を募集しているシルバーピア

花小金井四丁目(3号棟)

西武新宿線「花小金井」下車
西武バス「花小金井五丁目」下車徒步6分

標準的な間取り



※ここに掲載されているものは、標準的な間取りです。ベランダの形等、住宅によって異なる場合があります。その場合は、現況を優先とさせていただきますので、ご了承ください。

※住宅の方位は入居する建物等により異なりますので、方位は掲載しておりません。

高齢者住宅（シルバービニア）とは

高齢者住宅とは、高齢者（65歳以上）のひとり暮らしや夫婦世帯などで住宅にお困りの方が、安全で快適な日常生活が送れるように建設された集合住宅です。建物の管理は東京都住宅供給公社（JKK）が行っています。

(1) 住宅には、エレベーターが設置されています。また、居室には手すりなどが設けられているとともに、生活相談・だんらん室など、入居者が交流できる施設も併設されており、高齢者の生活特性に配慮した設備仕様となっています。

(2) 居室内に緊急通報システムが設けられており、緊急時にボタンを押すと、外部へ異常を知らせることができます。また、居室内で長時間動きがない場合に自動的に発報します。

(3) 住宅の入居者に対し、緊急時の対応や安否の確認等を行う生活協力員(ワーデン)が団地内に配置されています。

生活協力員(ワーデン)とは

1 生活協力員の職務

- (1)高齢者住宅または高齢者住宅の入居者に異常があると認められるときは速やかに関係機関へ連絡する。
- (2)高齢者住宅の入居者の安否確認を行う。
- (3)高齢者住宅の入居者の一時的疾病に対する援助を行う。
- (4)高齢者住宅の入居者のコミュニティづくりについて、必要な助言を行う。
- (5)高齢者住宅のだんらん室等の管理、清掃を行う。
- (6)その他市長が必要と認める業務を行う。
- (7)生活協力員の家族は、生活協力員と共にその業務を行う。

2 委託料等

月額11万円程度(だんらん室の光熱水費を含みます。)

※委託料のほかに、共益費を除く家賃の半額を市が補助します。

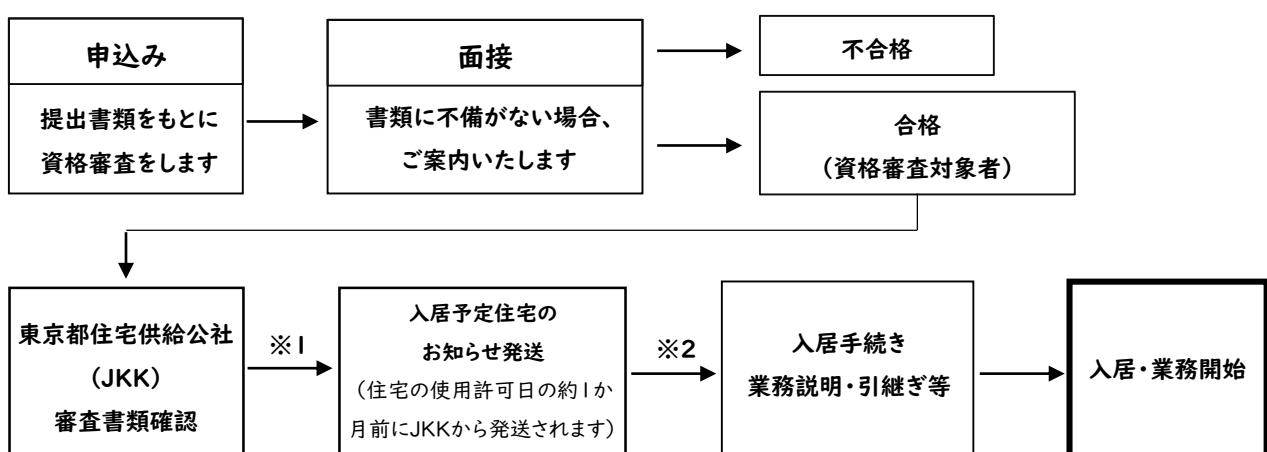
3 業務委託契約の解除

次の要件にあてはまる場合、業務委託契約を解除します。その場合、現に居住する生活協力員用住宅を明け渡していただきます。

- (1)本人が契約解除の申出をしたとき。
- (2)業務遂行に当たり不正の事実があったとき。
- (3)生活協力員としての品位を害する行いがあったとき。
- (4)その他生活協力員として不適当と市長が認めたとき。

申込みから業務開始まで

※申込みから入居までは、4か月以上かかります。



※1 東京都住宅供給公社での資格審査書類確認から住宅のお知らせ発送までは、時間を要する可能性がございます。

※2 入居前のお部屋の下見については案内しておりません。詳しくは東京都住宅供給公社までお問い合わせください。

申込資格

申込みできる方は次のすべてにあてはまる方です。

1 高齢者福祉に熱意と理解を有する

2 東京都内に居住している

(1) 申込者本人が都内に居住する成年者(18歳未満の既婚者含む)で、そのことが住民票の写しで証明できる

※18歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。

(2) 外国人については、中長期在留者で(1)のほかに申込書配布期間から審査日まで継続して、「永住者(特別永住者を含む。)及びその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」のいずれかの在留資格を有している、または在留実績が継続して1年以上あることが住民票の写しで証明できる

3 同居親族がいる(単身では申込みできません)

一緒に住んでいる親族と申し込むことが原則となります(外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること)。

(1) 現在別に住んでいる方と申し込む場合は、次のいずれかにあてはまること。

- ・申込者本人と婚約しており、入居手続きまでに入籍できる
- ・申込時に申込者本人と税法上の扶養関係にある

(2) 内縁関係の場合、同居している方の住民票の続柄の記載が「未届の夫(または妻)」となっており、法律上の配偶者がいない。

(3) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。

- ・夫婦が別居する申込み
- ・結婚・転勤・就職・独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み

※申込後は、同居親族の変更(出生・死亡を除く)および婚約者の変更は認めません。

4 現に自ら居住するための住宅を必要としている

(1) 入居する方に土地や建物の所有者がいる場合(共有持分がある場合や、借地上に住宅を所有している場合も含む。)は、原則として申込みできません。

(2) 申込者または同居親族が都内の特定優良賃貸住宅・特定公共賃貸住宅・地域特別賃貸住宅の名義人として居住している場合、原則として申込みできません。ただし、次に該当する場合は申込むことができます。

・最低居住面積水準未満(例:4人世帯で50㎡未満)の住宅に居住している場合。

5 入居する方全員の所得(合算)が以下の所得基準表に当てはまる

〈所得基準表〉

家族数	所得金額
2人	2,276,000円~6,224,000円
3人	2,656,000円~6,604,000円
4人	3,036,000円~6,984,000円
5人	3,416,000円~7,364,000円
6人	3,796,000円~7,744,000円
7人	4,176,000円~8,124,000円

〈所得基準表の見方〉

◎ 所得基準の家族数は、申込者本人+同居親族数+入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養)

※出産予定であっても、申込み時に生まれていない胎児は、家族数となりません。

※家族が8人以上の世帯は、東京都住宅供給公社募集センター(☎03-3498-8894)にお問い合わせください。

所得金額の計算方法

<所得としないもの>

(1)次の所得は、所得金額0円となります。

- ①仕送り
- ②増加恩給(これに併給される普通恩給を含む)
- ③遺族年金、障害年金
- ④失業給付金
- ⑤労災保険の各種給付金
- ⑥生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

(2)過去に所得があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。

(3)現在は所得があっても、申込日以降結婚または現在妊娠中で、出産のため申込月の末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無所得になり、資格審査のときにそのことが証明できる方は、申込書に退職月を記入のうえ所得を0円とすることができます。

給与所得の方(会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

I 支払給与の総額の計算

支払給与の総額とは、給与、賃金等の総収入です。

給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、残業手当等すべてを含んだ金額です(ただし、非課税所得は含みません)。

現在の勤務先に就職したのはいつですか?	支払給与の総額(総収入金額)の計算
令和7年1月1日以前	令和7年1月から令和7年12月までの合計が総収入金額です。 収入計+賞与計=年収
就職した日が令和7年1月2日以降	就職した翌月からの収入計を、収入のあった月数で割り、それを12倍します。それに、その間の賞与を加えます。 収入計/収入のあった月数×12+賞与=推定年収
就職した日が最近で、まだ1か月分の給与が支給されていない	基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給与を12倍してください。 固定的給与×12=推定年収

※病気等により1か月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて推定計算してください。

2 支払給与の総額を所得金額になおす計算式

支払給与の総額(円)	所得金額になおす計算式
750,999まで	所得金額は0円
751,000~1,899,999	支払給与の総額(年収額)-750,000円=所得金額
1,900,000~3,603,999	(※端数整理後の額)×0.7-180,000円=所得金額
3,604,000~6,599,999	(※端数整理後の額)×0.8-540,000円=所得金額
6,600,000~8,499,999	支払給与の総額(年収額)×0.9-1,200,000円=所得金額

※端数整理後の額の求め方

(1) 1,900,000円以上6,599,999円までの所得については、4,000円単位で端数処理をします。
(計算例) 年間総収入額が2,386,998円の場合

$$2,386,998 \div 4,000 \text{円} = 596.7495\cdots \leftarrow \text{小数点以下切捨てて}、596$$

596×4,000円=2,384,000円 ← 2,384,000円が、端数整理後の額になります

(2) 端数整理後の額を、「2 支払給与の総額を所得金額になおす計算式」の表に当てはめて計算します。

$$2,384,000 \text{円} \times 0.7 - 180,000 \text{円} = 1,488,800 \text{円} \leftarrow 1,488,800 \text{円} \text{が所得金額になります}$$

3 年金収入を所得金額に換算する計算式

受給者の年齢	年金合計金額の範囲	所得金額になおす計算式
65歳以上	1,200,000円まで	所得金額は0円
	1,200,001円 ~3,299,999円	【年金額の合計】-1,200,000円=所得金額
	3,300,000円 ~4,099,999円	【年金額の合計】×0.75-375,000円 =所得金額
65歳未満	700,000円まで	所得金額は0円
	700,001円 ~1,299,999円	【年金額の合計】-700,000円=所得金額
	1,300,000円 ~4,099,999円	【年金額の合計】×0.75-375,000円 =所得金額

(計算例) 65歳以上で、公的年金等の合計額が3,300,000円の場合

3,300,000円~4,099,999円の範囲なので、計算式に当てはめると、

$$3,300,000 \text{円} \times 0.75 - 375,000 \text{円} = 2,100,000 \text{円} \leftarrow 2,100,000 \text{円} \text{が所得金額}$$

特別控除について

①申込み世帯の合計所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受ける方
ア 老人扶養控除等	1人につき10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方
イ 特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族(配偶者は除く)で、16歳以上23歳未満の方
ウ 障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けており、3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、2級・3級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けており、3級~6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けており、第4項症~第2項症の方 5 65歳以上で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方
エ 特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けており、1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、1級の方(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けており、1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けており、特別項症~第3項症の方 5 精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上で、1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定を受けている方

※エの特別障害者控除を受ける方は、ウの障害者控除をあわせて受けることはできません。

②特別控除を受けている方に所得があるとき、その方の所得金額から差し引くもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受ける方
オ 寡婦控除	27万円	1 夫と離婚した後婚姻をしておらず、年間所得金額が500万円以下、かつ扶養親族を有する方 2 夫と死別した後、婚姻をしていない、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子」のいない方も当てはります)
カ ひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていない、または配偶者の生死の明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下、かつ生計を一にする子を有する方

※特別控除を受ける方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。

※ひとり親控除に該当する方は、寡婦控除の適用はありません。

※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。

※「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。